

運用型インターネット広告利用規約

第1条（目的）

運用型インターネット広告取引基本規約（以下、「本規約」といいます）は、GMO TECH 株式会社（以下、「当社」といいます）が、販売代理店としてお客様（以下、「利用者」といいます）に運用型インターネット広告等を販売する取引について、基本的な事項を定めることを目的とします。

第2条（規約適用）

1. 当社は、本規約を定め、本規約に基づき各種（Google 広告、Yahoo! 広告、SNS 広告等）サービス（以下、「本サービス」といいます）を提供します。
2. 利用者は、本サービスの利用に際し、本規約のほか、利用する各媒体・ツールに応じて、提供者が定める利用規約等（以下、「提供者規約」といいます）を遵守しなければなりません。
3. 本規約と申込書の定めが抵触する場合であって、本規約に別段 of 定めがない場合は、申込書の定めが優先するものとします。

第3条（広告取引契約）

1. 具体的な取引に関する個別契約は、サービス申込書または当社が指定する方法により行います。
2. 「サービス申込書」には次の事項を明記します。
 - (1) 取引の目的とする広告サービスの名称（例：Google 広告、Yahoo! プロモーション広告等の運用型インターネット広告全般）
 - (2) 各広告サービス代金の単月の限度額
3. 利用者は、運用型インターネット広告等が成果の発生を保証するものではなく、成果の発生の有無や程度にかかわらず、当社に対する所定の広告費その他の代金の支払い義務を免れないことを確認します。
4. 利用者は、運用型インターネット広告の配信先の設定内容等により、各広告サービス代金の単月の限度額を超過する可能性があることを確認します。また、この場合でも当社に対する所定の広告費その他の代金の支払い義務を免れないことを確認します。

第4条（注意義務）

1. 利用者は、販売元（Google 広告、Yahoo! プロモーション広告、各種運用型インターネット広告等）が定める利用規約または使用条件等を遵守しなければなりません。
2. 当社は、善良なる管理者の注意義務を負います。

第5条（規約の変更）

1. 当社は、適宜本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によりま

2. 本規約を変更する場合は、利用者に対して事前に通知するものとします。
3. 前項の通知を行った後、利用者が本サービスを利用した時点で、利用者は変更後の本規約に同意したものとみなします。

第6条（代金）

1. 本契約に基づく広告サービスの代金の計算方法は、販売元の利用規約に基づき、利用者および当社が協議して個別契約にて決定します。
2. 代金の請求及び支払いは、次の要領で行います。
 - (1) 当社は、毎月末日締めで当月分の代金の「請求書」を作成し、電子メール等または郵送等により利用者へ送付します。なお、「請求書」の送付に係る費用は当社が負担します。
 - (2) 利用者は、前号の締め日の翌月末日までに、当月分の代金を当社の指定する銀行口座に振り込むものとします。なお、振込み手数料は利用者の負担とします。
 - (3) 販売元からの報告により、請求書記載の利用料金に誤差があったことが判明した場合、翌月分以降の支払いの際に精算します。

第7条（クレジットカード決済）

1. 利用者は、本サービスの利用料金の支払いにあたり、当社が指定する方法によりクレジットカード決済を利用することができます。
2. クレジットカード決済において、何らかの理由により決済が正常に完了しなかった場合（有効期限切れ、利用限度額超過、カード会社による承認拒否その他の理由を含みますがこれらに限りません）、当社は、利用者に対する事前の通知なく、当該未決済分について同一または別のクレジットカードにより再決済を行うことができるものとします。
3. 前項の再決済が完了しない場合、当社は、利用者に対し、別途支払方法の変更または速やかな支払いを求めることができるものとします。
4. 利用者は、クレジットカード情報に変更があった場合、速やかに当社所定の方法により変更手続きを行うものとします。
5. 本条に基づく決済に関し、利用者とクレジットカード会社との間で紛争が生じた場合は、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第8条（通知）

1. 当社から利用者への通知は、電子メール、書面の郵送または当社ホームページ上での掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の通知は、当社が当該通知の内容を当社ホームページ上に表示した時点または電子メールおよび書面等が当社より発信された時点から効力を生じます。

第9条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結後1年間とします。
2. 前項の定め拘らず、利用者または当社のいずれかが相手方に対して、本契約を終了する旨の書面又はメールで意思表示を行い、その日が属する月の月末までに広告の配信を停止し、本契約を正式に解約します。

第10条（契約解除）

1. 利用者または当社は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除すること、もしくは広告サービスの利用を停止することができます。
 - (1) 本契約のいずれかの規定に違反したとき
 - (2) 利用者が、第6条第2項第2号に定める支払期日までに代金を支払わなかったとき
 - (3) 著しい背信行為があったとき
 - (4) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥った場合、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、または清算に入ったとき
 - (5) 自己振出の手形または小切手が不渡りとなった場合
 - (6) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てがあったとき、または、租税滞納処分を受けたとき
 - (7) 解散または事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (8) 監督官庁より業務の取消又は停止等の処分を受けたとき、または、転廃業しようとしたとき
 - (9) 資産または信用状態に重大な変化が生じ、本規約その他本サービスに関する規約に定める利用者の義務の履行が困難になるおそれがあると当社が認めた場合
2. 当社は、前項に加え、利用者が次の各号のいずれか一にでも該当した場合、催告その他の手続を要しないで、直ちに、本サービスの提供の停止、本契約の全部又は一部の解除その他必要な措置をとることができるものとします。
 - (1) GMO インターネットグループのいずれかの会社に対する債務の履行を遅延し、又は、履行しないとき
3. 前二項の規定により本契約が解除された場合でも、当社は利用者から受領済みの金員について一切返還義務を負わず、利用者は当社に対し、第6条に定める代金（解除が行われなかった場合の有効期間満了日までの期間に対応するもの）の全額を直ちに支払わなければなりません。
4. 本契約解除後の個人情報等の取扱いについては、第12条（個人情報の取扱い）の規定にしたがうものとします。

第11条（守秘義務）

1. 利用者は、利用者が当社と本契約を締結していることについて当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

2. 当社及び利用者は、本サービスに関連して開示者が受領者に対して秘密を取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、開示者の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。但し、（１）開示された時点で、すでに適法に了知していた情報、（２）開示された時点で、公知となっていた情報、（３）開示された後に自己の責めによらず公知となった情報、（４）相手方の秘密情報によらず独自に開発または作成した情報、（５）第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報、は除きます。

3. 前項の規定にかかわらず、当社は、本サービスの提供、運営又は改善に必要な範囲で、当社の再委託先（生成 AI サービス提供事業者を含みます。）に対して秘密情報を開示することができるものとします。この場合、当社は当該業務委託先に対し、本条と同等の秘密保持義務を課すものとします。

4. 当社及び利用者は、本契約が理由を問わず終了したとき、又は相手方が請求したときは、秘密情報を直ちに削除又は相手方に返還するものとします。

第 12 条（個人情報の取扱い）

1. 利用者及び当社は、本契約の履行に関連して、それぞれの従業員、パートナー、顧客、および見込み客に関する連絡先情報を共有する場合があること、および連絡先の氏名、電話番号、ユーザー名を含むがこれらに限定されない類似の情報が、適用されるデータ保護法に基づく個人情報（以下「連絡先個人情報」という）を構成する場合があることに同意します。両当事者は、連絡先個人情報を本契約の条件に合致する目的でのみ使用するものとします。

2. 当社は、個人情報保護の重要性を認識し、当社プライバシーポリシーを策定しています。本サービスを通じて当社に提供される利用者の個人情報については、当社プライバシーポリシーに則り、適正に取得され、また利用目的の範囲内で利用されます。当社及び利用者は、本サービスを利用する際に取り扱う個人情報については、個人情報管理に関する責任者を特定し、個人情報の漏えい・滅失・改ざん・棄損等の事故を未然に防止するため必要な措置を講じるものとします。

3. 当社は、ユーザー情報等、データ等を、個人を特定できない形で統計的な情報として、利用及び公開することができるものとし、利用者はこれに異議を唱えないものとします。上記のほか、個人情報保護に関する法律の定める「個人情報」についての取扱いについては、当社が別途定め、公開するプライバシーポリシーに準じて取り扱うものとします。

第 13 条（広告掲載基準）

1. 当社は、次の広告を掲載しないものとします。

- （１）公序良俗に反する広告
- （２）第三者の著作権、商標権、その他知的財産権を侵害する広告
- （３）虚偽または誇大な表現を含む広告
- （４）当社または第三者の信用を毀損する広告
- （５）その他、当社が不適当と判断する広告

2. 当社は、前項の広告掲載基準に従い、利用者が指定する広告を取り扱い、当社システムへの登録および媒体社に対する提供等を行うものとします。

第 14 条（広告掲載内容の責任）

1. 利用者は、本サービスを通じて掲載した広告に関して一切の責任を負うものとし、第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、自らの責任と費用においてこれを解決するとともに、当社に何等の迷惑および損害を与えないものとします。また、当社は利用者が本サービスを通じて掲載した広告の内容について、一切の責任を負わないものとし、広告に関する紛争に起因して利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第 15 条（検収）

1. 当社は、成果物を納品する場合、個別契約に定める納期までに成果物を個別契約に定める場所に納入するものとします。
2. 利用者は、前項の成果物の納入を受けた場合、速やかに検収を行ない、当社に通知するものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、当社は、当該成果物の納入後 4 営業日を経過し、前項に定める利用者からの通知がなかった場合、当該成果物が検収に合格したものとみなすことができるものとします。
4. 成果物が第 2 項に定める検収に不合格の場合、利用者は不合格の理由を当社に通知し、当該成果物の修正等を指示することができるものとします。不合格の理由が具体的かつ合理的なものであると当社が判断した場合は、当社は修正等の対応をするものとします。
5. 利用者は、成果物を構成する個々のデータ、画像、動画等の提供を当社に求めることはできないものとします。

第 16 条（知的財産権）

1. 本サービスにより制作されたウェブサイト等に関する著作権、意匠権、特許権等の知的財産権は、別段の定めのない限り利用者が当社に対価の全額を支払った日に利用者に移転するものとします。ただし、第三者に帰属する知的財産権については当該第三者に留保され、当社は、成果物の利用に合理的に必要な範囲内で利用者が利用することの許諾を当該第三者から得るものとします。
2. 前項に定める以外の、成果物を構成する個々の著作物（画像、プログラム、ルーチン、モジュール等含む）、本サービスにおけるシステムプログラム等の著作権およびその他本サービスに関連する一切の知的財産権は、当社が従前から保有するか当該成果物の制作中に作成したかのいずれの場合においても、当社に留保されるものとします。

第 17 条（免責）

1. 利用者は、当社が利用者に対して成果の発生を保証するものではないことを理解し、成果の発生の有無や程度に対する異議を申し出ることは出来ないものとします。
2. 当社は、本サービスの提供によりもたらされる成果発生の有無、データの的確性および正確性、ならびに信頼性、保管の完全性、またはその他本サービスの提供により期待される利益一切に関し、何ら責を負わないものとします。

3. 当社は、提供社が定める利用規約・仕様の範囲で本サービスを提供するものとします。
4. 当社は、インターネット通信またはその他サーバー等システム上の環境要因による動作、および不具合等につき、何ら責を負わないものとします。
5. 当社は、提供社の提供する個別サービスの仕様等の要因による動作、および不具合等につき、何ら責を負わないものとします。
6. 当社は、利用者の行為については一切責任を負わないものとし、利用者は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、当社を免責し、当社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

第 18 条（個別契約の有効期間）

1. 個別契約の有効期間は、申込書の定めるところによるものとし、提供・ツールによっては最低利用期間の定めがあります。
2. 利用者または当社から本契約期間満了の 1 ヶ月前までに書面による本契約を終了する旨の意思表示がなされなかった場合には、本契約は同条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 利用者が最低利用期間中に個別契約を解約しようとするときは、個別契約毎に定める違約金を支払うものとします。
4. 利用料金を滞納した場合、当社は本サービスの提供を停止し、強制的にサービスを解約することができるものとします。それについて、当社は債務不履行等の責任を一切負いません。
5. 利用者は、いかなる理由であっても本契約が終了した場合、本契約において許諾されたすべての権利を失うものとします。なお、本契約の終了前に本契約に関して生じた利用者の本サービスの利用料金の支払い等一切の債務は、その履行が完了するまで消滅しないものとし、また、当社は利用者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。
6. 事由の如何を問わず、本契約が終了した場合、当社は提供社へのアカウントは即時削除出来るものとし、利用者からのアカウントの復旧、譲渡その他何らの要望に答える義務を負いません。

第 19 条（提供停止）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為または該当すると当社が合理的に判断する行為をしてはならないものとします。利用者が本項各号のいずれかに該当する行為を行っているとして当社が判断した場合、当社は、利用者に対して事前の通知をすることなく、本サービスを利用不可状態（凍結）にするその他必要な措置を講じることができるものとします。
 - (1) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権、プライバシーまたは肖像権、その他権利を侵害する行為
 - (2) 当社若しくは第三者への誹謗、中傷または名誉若しくは信用をき損する行為
 - (3) 当社または第三者への詐欺または脅迫行為
 - (4) 当社または第三者に不利益若しくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為

- (5) 本サービスの運営を妨害する行為、またはそれらのおそれのある行為
- (6) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (7) 本サービスの利用に際して、虚偽の内容を入力あるいは申請する行為
- (8) 当社若しくは第三者の設備、当社の業務の運営または第三者による本サービスの利用に支障を与える行為
- (9) 当社のネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバー設備等に不正にアクセスする行為
- (10) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為、または第三者が受信可能な状態で放置する行為
- (11) 法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (12) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
- (13) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる情報またはデータ等の入手をリンクする等の手段によって容易にさせ、その行為を助長する行為
- (14) その他、当社が不相当と判断した行為

2. 当社は、前項および次条に基づく本サービスの停止等により利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

3. 利用者が第1項に違反した場合、または利用者の禁止行為により当社に損害が発生した場合は、利用者は当社が被った一切の損害を賠償するものとします。

第20条（本サービスの中止または停止）

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、本サービスの提供を中止または停止し、または当社の判断により必要な措置を行うことができるものとします。

- (1) 本サービス用設備に、当社の故意または重過失なくして動作不具合が生じた場合、もしくは障害が生じる恐れがある場合。
- (2) 本サービス用設備の更新、改良または修正等を行う場合。
- (3) 本サービス用設備の保守等または工事等運用上もしくは技術上やむを得ない場合。
- (4) 提携会社の電気通信設備等に動作不具合が生じた場合。
- (5) 利用者が本サービスの利用料金等の支払いを遅滞した場合。
- (6) 利用者から書面による停止の申入れがあり、当社がそれを承諾した場合。
- (7) 利用者が第10条（契約解除）1に定める事由に該当する場合。
- (8) 利用者が前条1項に定める禁止事項を行った場合。
- (9) 利用者の行為が当社の電気通信設備に支障を及ぼし、当社の業務遂行に支障が生じると当社が認めたとき、またはその恐れがある場合。
- (10) 提供社が本サービスの提供に必要な情報およびシステム提供を停止または中止した場合。
- (11) 法令等により、政府機関または本サービス用設備に接続する提携会社等が当社へのサービスの提供を中止または中断した場合。
- (12) 法令等に基づき、災害の予防もしくは救援の必要がある場合、通信もしくは電力供給の確保の必要がある場合、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱う必要がある場合。
- (13) 戦争、暴動、騒乱、停電、火災、地震、噴火、洪水、津波、官公庁からの命令または当社、提

携会社等の労働争議等の不可抗力が発生した場合。

(14) 緊急を要する合理的事由があると、当社が認めた場合。

(15) その他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供の中止または停止をしようとするときは、あらかじめ利用者に通知するものとします。ただし、前項第7号または第8号に該当する場合または緊急やむをえない場合はこの通知を行わずに停止する場合があるものとします。なお、通知を行わずに停止をした場合は、事後速やかに停止の期間、その他必要な事項を利用者に通知するものとします。

3. 当社は、本条第1項の規定により本サービスの提供を中止または停止した後、当該中止、または停止に係る事由が解消され、サービス提供の再開が可能と当社が判断したときは、当社は、利用者に対する本サービスの提供を速やかに再開するものとします。

4. 利用者は、当社の重過失による場合を除き、当社が本サービスの提供を中止または停止したことより、利用料金等の支払い義務を免れないものとします。

5. 当社は、本条に基づき、当社が本サービスの提供を中止または停止した場合であっても、利用者に生じた損害ならびに不可抗力により利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。ただし、当社が重過失により本サービスの提供を中止または停止させた場合にはこの限りではありません。

第21条（損害賠償）

1. 利用者および当社は、本契約に違反し相手方に損害を与えた場合、本契約の解除の有無にかかわらず、相手方に対し、直接かつ現実に発生した通常の損害に限り賠償する責任を負い、逸失利益または間接損害については賠償する義務を負いません。

2. 前項に基づき当社が負う損害賠償の額は、当社の故意もしくは重大な過失による場合を除き、損害発生時から直近12ヶ月の間における、損害が発生した対象個別契約に基づき利用者が当社に対して本サービスを利用するために支払った手数料（広告費実費等、当社が提供社等の第三者に支払うべき費用を控除した、当社の受領する純手数料（粗利分）を意味します。）の総額を上限とします。

3. 当社は、当社の責に帰すべき事由により、本サービスが全く利用できない状態に陥った場合は、当社が利用者における利用不能を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続したときに限り、当該利用不能が発生した月の前月の利用料金の30分の1に当該利用不能の日数（1日に満たない場合は時間割とします）を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、利用者の請求により、現実に発生した損害の賠償を行います。但し、当社が支払うべき損害額が1万円未満のときは、利用不能の時間と同等の契約期間の延長により損害を賠償します。

第22条（権利義務譲渡の禁止等）

1. 利用者は、利用契約上の地位および利用契約から生じる権利義務を第三者に譲渡または担保に供することはできないものとします。

2. 法人の合併等により利用者の権利義務の承継が発生した場合、利用者の地位も承継されるものとし、合併後存続する法人または合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。

第 23 条（再委託）

当社は、本サービスの提供業務の一部、または全部につき、当社の責任において第三者に再委託することができるものとします。但し、再委託を行う場合、当社は、再委託先に対して、自己が本規約によって負担する義務と同様の義務を負わせるものとし、再委託先が当該義務に違反したことにより利用者に生じる損害については、当社が責任を負うものとします。

第 24 条（本サービスの変更等）

1. 当社は、事前に通知、その他の手続きをすることなく、本サービスの内容の変更等をできるものとします。ただし、利用者にとって不利な変更等の場合は、当社は事前に通知するものとします。
2. 当社は事前に通知することで、利用者の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を休廃止できるものとします。

第 25 条（商標）

1. 利用者は、本サービスで使用される商品名、サービス名、会社名およびロゴマーク等は、当社またはその他の権利者の商標、登録商標もしくは商号であることを確認し、当社またはその他の権利者に無断で使用しないものとします。
2. 当社は、利用契約の有効期間中、利用者の企業名、会社ロゴ、シンボルマーク及びサービス名称等（以下、「商標等」という。）を本サービスの業務推進のために無償で使用するものとします。
3. 前項に基づき当社が商標等を使用するにあたり、利用者において商標等の利用について定めた運用規定等がある場合は、予め当社へ提示するものとし、当社は、当該運用規定等を受領した際はその内容を遵守するものとします。
4. 前 2 項に関わらず、利用者が当社による商標等の使用を許可しない場合、若しくは使用の中止を求めた場合には、当社は利用者の指示に従い速やかに商標等の使用を中止するものとします。

第 26 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者および当社は、相手方に対し、自己（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者を含む。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 利用者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

3. 利用者および当社は、相手方が前二項の表明・確約に違反した場合は、何らの催告を要せず、直ちにサービス利用契約を解除することができるものとします。

4. 前項の規定によりサービス利用契約を解除された当事者は、解除により生じた損害について、相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

第 27 条（存続条項）

利用契約が終了した場合でも、第 11 条（守秘義務）、第 12 条（個人情報の取扱い）第 1 項、第 16 条（知的財産権）、第 18 条（個別契約の有効期間）第 5 項、第 21 条（損害賠償）、第 25 条（商標）第 1 項、第 26 条（反社会的勢力の排除）第 4 項、並びに第 28 条（準拠法及び裁判管轄）の規定は、有効に存続するものとします。

第 28 条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約に関する準拠法は、日本法とします。

2. 本契約に起因し、または関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日：2024 年 8 月 8 日

改訂日：2024 年 10 月 7 日

改訂日：2025 年 1 月 16 日

2026 年 10 月 1 日 改定

東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号 セルリアンタワー